

浦環審第1号
平成15年8月14日

浦安市長 松崎 秀樹 様

浦安市環境審議会
会長 柳 憲一郎

浦安市環境基本条例の制定について（答申）

平成15年7月31日付け浦環保第240号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおり答申します。

浦安市環境基本条例の制定について

(答申書)

平成 1 5 年 8 月 1 4 日

浦安市環境審議会

答 申

当審議会は、平成 15 年 7 月 31 日に浦安市環境基本条例制定について諮問を受け、慎重に審議いたしました。

その結果、浦安市環境基本条例骨子は、環境の保全に関する基本的な考え方や施策の基本的な枠組みを示しており、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で、概ね適切なものと認めます。

市においては、本答申を踏まえ、早期に浦安市環境基本条例を制定されるよう要望します。

なお、今後、環境行政を進めるに当たっては、下記の附帯意見を十分留意されるよう要望します。

附帯意見

本市は、海面埋立て事業によって市域が約 4 倍に拡大し、ほとんどが人工的なまちであるという他に例をみない特色があり、良好な環境を積極的に創り出していくことが求められています。

県の三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）では、「再生」という考え方に立って、自然の自浄能力を活かしながらできるだけ良好な自然環境を回復することが提言されています。

本市が浦安市環境基本条例に基づき浦安市環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者、行政が協働して環境への負荷を低減するとともに良好な環境の維持及び向上を図っていくことを明確にすることが必要です。

また、浦安市環境基本計画を策定するうえで、市民等の意見を十分に反映させる必要があります。

さらに、今後、市のすべての部局の施策の策定及び実施に当たって、環境の保全に積極的に取り組むよう求めます。

浦安市環境基本条例骨子について

前 文

本市の環境に関する認識やこの条例の精神的基調や目指すべき方向に対する決意を定める。

浦安は、三方を海と川で囲まれ、長年にわたり、恵まれた自然の下で漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきた。しかし、その後の海面の埋立てや交通機関の整備などにより近代的な都市として他に例をみないほどの発展を遂げている。

私たちはこれまで、製紙工場による悪水放流事件における抗議行動など、浦安の良好な環境を守るため力を合わせ、心を砕いてきた。

しかし一方では、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活を続けている。このような私たちの生活は、身近な自然の減少や大気汚染、水質汚濁等の公害の拡大、廃棄物の増加などによる環境問題を発生させ、さらには人類の存在基盤である地球自体の環境を脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受できるようにするとともに、人類の存在基盤である環境を将来に引き継ぐ責務を有していることを深く自覚しなければならない。さらには、先人たちの知恵や経験を受け継ぎながら、すべての者がそれぞれの責務を積極的に果たし、自ら参加し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を協働して形成しなければならない。

このような認識の下、私たちは、英知と総力を結集して、人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市としての浦安を創りあげ、その環境の保全を推進することを決意する。

1. 目 的

この基本条例の目的を明らかにする。

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすること。

2. 定 義

基本条例において主に定義すべきものを定める。

環境の保全 公害その他の自然環境及び生活環境に係る支障の防止並びに自然環境及び生活環境の維持及び向上（良好な自然環境が

回復する条件の創出及び良好な生活環境等の創出を含む。)を行うことをいう。

環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

滞在者等 市内に滞在し、又は通過するすべての人々をいう。

3. 基本理念

環境の保全を推進するための基本理念を定める。

- 1 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともにこれが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならないこと。
- 2 環境の保全は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減し、持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならないこと。
- 3 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならないこと。
- 4 環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深く関わっていることを認識して、地球環境の保全に資するように行われなければならないこと。
- 5 環境の保全は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、協働して行われなければならないこと。

4．市の責務

市の責務を定める。

- 1 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- 2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならないこと。
- 3 市は、環境の保全のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならないこと。

5．事業者の責務

事業者の事業活動等に伴う責務を定める。

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有すること。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならないこと。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有すること。

6．市民の責務

市民の生活等に伴う責務を定める。

- 1 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有すること。

7. 滞在者等の責務

滞在者等の責務を定める。

滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷を低減し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならないこと。

8. 施策の基本方針

環境の保全に関する施策の基本方針を定める。

市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならないこと。

人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持されること。

生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。

市民と自然との豊かなふれあいが保たれること。

うるおいとやすらぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。

環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。

地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する取組がされること。

9. 施策の策定等に当たっての措置

市のすべての施策に環境を尊重することなどを定める。

市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

10. 環境基本計画の策定

環境施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を策定することを定める。

1 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならないこと。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的か

つ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市環境審議会の意見を聴かなければならないこと。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならないこと。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用すること。

11. 年次報告

環境基本計画の実施状況等を公表することを定める。

市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならないこと。

12. 環境基本計画との整合

環境基本計画と市のすべての施策との整合を図ることを定める。

市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならないこと。

13. 環境影響評価の推進

事業者が事業を行うにあたって環境への影響を評価することに努めることを定める。

市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、事前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

14. 環境の保全上の支障を防止するための規制等

公害の防止等のために必要な規制を行うことを定める。

- 1 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならないこと。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならないこと。
- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

15. 環境保全協定

事業者等と環境の保全に関する協定の締結することに努めることを定める。

市は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

16. 経済的措置

市民等の環境の保全に資する活動を促進するための経済的措置などを定める。

- 1 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促進するため、必要かつ適正な助成その他の経済的措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者を自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的としてその者に対して適正な経済的負担を求める措置についての調査及び研究を行い、その措置が特に必要であるときは、市民等の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。

17. 施設の整備等

公害の防止等のための施設整備等を講ずることを定める。

- 1 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

18. 資源の循環的な利用の促進等

環境への負荷の低減等を図るための必要な措置を講ずることを定める。

- 1 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

19. 環境の保全に関する教育及び学習の振興等

環境の保全に関する教育等について定める。

市は、環境の保全について、教育及び学習の振興並びに広報活動の

充実を図ることにより、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

20．市民等の自発的な活動を促進するための措置

市民等が行う活動を促進するような措置を講ずることを定める。

市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

21．情報の提供

市民等に必要な情報の提供に努めることを定める。

市は、19の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

22．市民等の意見の反映

市民等の意見を反映させることを定める。

市は、環境の保全に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

23．調査の実施

環境の保全に関する施策の策定のために調査を行うことを定める。

市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

24．監視等の体制の整備

施策の適正な実施等のために必要な監視、測定等を実施するための体制の整備に努めることを定める。

市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

25．推進体制の整備

施策の推進のための体制整備に努めることを定める。

市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

26．地球環境の保全に関する施策

地球環境の保全に資することを定める。

- 1 市は、市民等と連携して地球環境の保全に資する施策を推進すること。
- 2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めること。

27．浦安市環境審議会の設置

審議会の設置について定める。

本市に、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、浦安市環境審議会（以下「審議会」という。）を置くこと。

28．所掌事務

審議会の所掌事務について定める。

- 1 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議すること。

第10条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による環境基本計画に関する事項

環境の保全に関する基本的事項及び重要事項

- 2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について、市長に意見を述べるができること。

29．組 織

審議会の組織について定める。

- 1 審議会は、委員15人以内をもって組織すること。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱すること。
市民
事業者
学識経験者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- 4 委員の再任は、妨げないこと。
- 5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めること。